

子教第1145号
令和3年4月16日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長
(公印省略)

まん延防止等重点措置の実施期間中における市町村立学校における教育活動等について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、本県においては、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、4月20日から5月11日まで感染の拡大防止に取り組むことになりました。

これに伴い、県教育委員会としては、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応していくこととし、別添写しのとおり県立学校長あて通知しました。

については、貴教育委員会において、次の県立学校の対応を踏まえた上で、別添写しの県立学校長あて通知も参考とし、それぞれの地域や学校の実情等に応じた取組を適切に行うよう、所管する各学校への御指導をお願いします。

また、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。

<高等学校、中等教育学校>

当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

○ 基本的な対応について

児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

○ 学習活動について

まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

○ 部活動について

まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等

の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

○ 修学旅行等について

まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

また、特に次の点について、貴教育委員会所管の各学校に対し、御指導くださるよう併せてお願いします。

○ 本県の感染状況を踏まえ、登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組むこと。

具体的には、感染への不安により保護者から学校を休ませたいと相談のあった児童・生徒等について、校長が判断のうえ、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。併せて、学校ではこうした対応を行う旨を保護者に周知すること。

○ 引き続き児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

○ 連休中の過ごし方等について、児童・生徒等への指導を徹底すること。併せて、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

○ 修学旅行等について、上記の県立学校の対応を踏まえ、貴教育委員会において適切に対応すること。

○ 部活動について、活動時間の制限や、活動内容・方法の工夫に加え、部室で着替えを行う際など活動前後における感染防止マナー等についても、生徒への指導を徹底すること。併せて各地区大会や対外試合等の扱いは、県中体連の方針等を踏まえ、各地区の中体連、貴教育委員会において適切に対応すること。

なお、まん延防止等重点措置期間の実施期間後の学習活動、部活動等については、改めて通知します。また、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

TEL 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 武下

TEL 045-210-8292

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の実施期間中における県立高等学校等の教育活動等
について（通知）

特措法第 31 条の 4 第 3 項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、本県においては、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、4 月 20 日から 5 月 11 日まで感染の拡大防止に取り組むことになりました。

ついでには、県教育委員会として、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、生徒の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら次のとおり対応していくこととしましたので通知します。

なお、まん延防止等重点措置の実施期間後の学習活動、部活動等については、改めて通知します。また、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

《まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動》

- ア 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように、校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

《具体的な対応等》

- ア 基本的な対応について
- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
 - 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- イ 学習活動について
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- ウ 部活動について
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

エ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

オ PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行う。

カ 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、まん延防止等重点措置の実施期間中の夜間（19時以降）における利用は、中止とする。

【まん延防止等重点措置の実施期間中の教育活動に係る具体的な対応】

1 感染防止対策の徹底について

- 現在、感染者数が増加傾向にある変異株についても、厚生労働省によれば、個人の基本的な感染予防策については、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）の回避、マスクの着用、手洗いなどが、これまで同様に有効だとされている。については、令和2年12月11日付け保体第2457号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、特に次の点に留意して感染防止対策の一層の徹底を図ること。
 - ア 多くの生徒が触れる可能性のある共用部分の消毒などをはじめとした、感染防止対策に引き続き取り組むこと。
 - イ 登校時の生徒の健康観察の確認を徹底すること。
 - ウ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。
 - エ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの高い活動を可能な限り避けること。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。
 - ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
 - イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
 - ウ 特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸による手洗いを徹底すること。
 - エ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事すること

を避け、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。

また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。

- 県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

2 学習活動における留意事項について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。

イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。

ウ 今後の感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるよう、対面による授業とオンラインによる学習の併用について、各学校において準備を進めておくこと。

3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう生徒を指導すること。

ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

4 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、ICTを活用して教室で行う授業を、同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。

5 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

問合せ先

【学習活動に関することについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話(045)210-8260 (直通)

【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

別紙1**県立高等学校等におけるまん延防止等重点措置の実施期間中の授業実施上の留意事項**

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ○授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。 ○発表や意見交換を伴う活動は、ICT 機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。 ○生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動について、可能なものは避け、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。 ○ペアワークやグループワーク等を行う必要がある場合は、可能な限り、ペアやグループを組む相手を固定すること。
2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項	
理 科	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、マスクを着用していても慎重に行い、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。 ○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。
保 健 体 育	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な身体的距離を確保できない状況においては、十分な呼吸ができなくなるリスクがある場合を除いて、マスクを着用させること。 ○用具・ボール等の共用はできるだけ避け、やむを得ない場合は特定の少人数で使用し、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のチーム同士で回数や時間を絞ってゲーム等を行うとともに、身体接触を伴う活動や、生徒同士が近距離で実施する活動は極力避けること。 ○特に体育館などの屋内において実技を行う場合は、呼気が激しくならないよう生徒の運動量を調整すること。
音 楽	<ul style="list-style-type: none"> ○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○歌う（発声する）際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右充分に保ち、同じ方向を向くようにする。また、同じ時間に歌う人数や時間を減らすなど、活動形態等を工夫すること。加えて、マスクを着用して歌唱させることから、生徒の体調に留意すること。 ○楽器を演奏する際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し（マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動は行わない）、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右充分に保ち、同じ方向を向くようにすること。

美術・工芸	<p>○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
書道	<p>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、ペアやグループでの創作活動を実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
外国語	<p>○スピーチを行う際も、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。</p>
家庭	<p>○生徒同士が近距離で活動する調理実習については、特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、指導計画上別な方法で代替可能なものは避けること。また、実施する場合は、マスクを着用していても慎重に行い、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、回数や時間を減らすこと。例えば、調理台の使用を1台につき生徒2名までとする、対面にならないよう配置するなどの工夫をすること。</p> <p>○実験・実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</p>
情報	<p>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>
農業	<p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。（実習製品等の販売については職員が行う）</p> <p>○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴して理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>

工業	<p>○製図実習においては、こまめに換気を行うとともに、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒間で共用する保護メガネ、工具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○技術指導、安全指導などは、ICT の活用や、これまで蓄積してきた動画等を活用するなどの工夫を行うこと。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>
商業	<p>○生徒による外部への販売実習は避けること。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。</p> <p>○生徒が共用して触れるパソコン等機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>
水産	<p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。（実習製品等の販売については職員が行う）</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p> <p>○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施する。特に、食事や入浴など飛沫感染するリスクの高い作業等については、必要な感染防止措置を取ること。</p> <p>○船内は、ルビスタ等を用いて、定期的に消毒を行うとともに、送風機等を用いて換気を徹底すること。</p>
看護・福祉	<p>○身体接触が避けられない実習については、職員による実演や動画の視聴を原則とし、体験的な活動については、必要な感染防止措置を取った上で最低限の回数にとどめること。</p> <p>○医療的ケア、入浴、食事の介助等、飛沫感染するリスクの高い実習は避けること。模型・標本を活用し、複数の生徒が同じものを触る場合には、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>

別紙2

県立高等学校等におけるまん延防止等重点措置の実施期間中の部活動実施上の留意事項

1 関東及び全国規模の公式大会・コンクール等

- ・当面、校長と教育委員会が協議の上、参加の可否を決定することとする。
※関東大会県予選兼高校総体県予選自転車（ロード）を含む

2 地区及び県域での公式大会・コンクール等

- ・当面、校長の判断の下、参加の可否を決定することとする。
- ・学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、実施会場と調整の上、校長の判断の下、実施の可否を決定することとする。
※学校関係団体等が主催する事業を含む。

3 合宿及び県外遠征

- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- ・泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

4 通常の部活動の実施形態等

活動形態	・ 万全な感染防止対策を講じた上での活動 ・ 感染リスクの高い活動は可能な限り避ける
活動範囲	・ 地区及び県域での公式大会やコンクール等については、各校の校長判断で実施する
指導者	・ 部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・ 激しい身体接触を伴う活動や、長時間にわたる、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は極力避けること ・ 大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること

5 部活動実施に当たっての留意事項

○事前の確認事項

- ・ 校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・ 顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・ 各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気

②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用

③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）

- ・ 各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇

所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で終わらせること。また、可能な限り換気を行うこと。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな発声を控えること。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部活動の実施に当たっては、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ではないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合や生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。また、顧問は原則マスクを着用することとするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。
- ・文化部活動の実施に当たっては、マスクは飛沫拡散防止のため、原則着用すること。歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における令和3年1月1日以降の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

6 その他

※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。

※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士での帰宅

中などの機会に感染した可能性があるとしてされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層徹底するようお願いいたします。

※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。

※ 活動に当たっては、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。

※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。

なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。



特第 1077 号
令和 3 年 4 月 16 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の実施期間中における県立特別支援学校の教育活動等について（通知）

特措法第 31 条の 4 第 3 項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、本県においては、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、4 月 20 日から 5 月 11 日まで感染の拡大防止に取り組むことになりました。

ついでには、県教育委員会として、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら次のとおり対応していくこととしましたので通知します。

なお、まん延防止等重点措置の実施期間後の学習活動、部活動等については、改めて通知します。また、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

《まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動》

当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。

《具体的な対応等》

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

エ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

オ PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行うこととする。

カ 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、まん延防止等重点措置の実施期間中の夜間（19時以降）における利用は、中止とする。

【まん延防止等重点措置の実施期間中の教育活動に係る具体的な対応】

1 感染防止対策の徹底について

- 現在、感染者数が増加傾向にある変異株についても、厚生労働省によれば、個人の基本的な感染予防策については、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）の回避、マスクの着用、手洗いなどが、これまで同様に有効だとされている。については、令和2年12月11日付け特第1439号保健体育課長、特別支援教育課長、学校支援課長通知「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。
 - ア 多くの児童・生徒等が触れる可能性のある共用部分の消毒などをはじめとした、感染防止対策に引き続き取り組むこと。
 - イ 登校時の児童・生徒等の健康観察の確認を徹底すること。
 - ウ 学校で児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とすること。
 - エ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの高い活動を可能な限り避けること。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染拡大防止対策に関し、次の点について児童・生徒等への指導を徹底すること。
 - ア 児童・生徒等が、自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
 - イ 児童・生徒等が、毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底するよう指導すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は、自宅で休養するとともに必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
 - ウ 換気の工夫等により、可能な限り常時換気に努めること。
 - エ 特に、共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸による手洗いを指導すること。
 - オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう指導すること。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないよう指導すること。

カ 給食（昼食）時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、会話を控えるよう指導すること。なお、座席の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空け、状況に応じて衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。

キ 食べ物、飲み物を共有しないよう指導すること。

ク 給食の配食を行う児童・生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

ケ 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。なお、児童・生徒等に対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用し、介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。

- 県立学校で感染が判明した児童・生徒等の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

2 学習活動における留意事項について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保すること。

イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1を参考にすること。

ウ 今後の感染状況により「分散登校」に移行することも視野に入れて、オンラインによる学習を実施することができるよう、各学校において準備を進めておくこと。

3 児童・生徒等の主体的な活動における留意事項について

- 児童・生徒等の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう児童・生徒等を指導すること。

ア 児童・生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（マスク着用、換気、身体的距離の確保）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ 部活動は、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

4 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等（以下、「医療的ケア児」という）の対応として、「学校の新しい生活様式Ver. 5」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

<参考>

- 文部科学省令和2年6月19日付け事務連絡

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」

- 文部科学省令和2年6月19日版

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」

○厚生労働省令和2年5月20日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

5 スクールバスの対応について

- スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
- 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を行うこと。
- 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

6 寄宿舎における感染症対策について

- 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver. 5」を踏まえた、万全の感染症対策を講じること。
- 寄宿舎内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
- 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

7 感染状況に不安を抱く児童・生徒等・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により児童・生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安により、登校を控える児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない児童・生徒等と同様、家庭学習を適切に課すとともに、電話等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握し、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。

8 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

問合せ先

【学習活動に関することについて】

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8260 (直通)

【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～5月11日（22日間）

2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第31条の6第2項に基づき、その他の地域においては、法第24条第9項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。
- 路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 (横浜市・川崎市・相模原市)	その他区域
<p>営業時間の短縮（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は 5 時から 20 時まで (酒類の提供は 11 時から 19 時まで) 	<p>営業時間の短縮（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は 5 時から 21 時まで (酒類の提供は 11 時から 20 時まで)
<p>まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知 ・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保など飛沫感染防止に効果のある措置 	<p>同左</p>
<p>必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じない事業者への<u>命令</u>（法第 31 条の 6 第 3 項） ・ 要請・命令時の<u>公表</u>（法第 31 条の 6 第 5 項） ・ 命令のための立入検査等（法第 72 条） ・ 命令違反等に対する<u>過料</u>（法第 80 条） 	
<p>全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）</p> <p>飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請（法第 24 条第 9 項）</p>	

イ その他の施設への対応

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性のある一定の施設については、時短営業等について働きかけを行う。

措置区域 (横浜市・川崎市・相模原市)	その他区域
営業時間の短縮 ・営業時間は5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)	営業時間の短縮 ・営業時間は5時から21時まで (酒類の提供は11時から20時まで)
施設	働きかけの内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件※以下とすること。 ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 ・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。）	
物品販売業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。）	
サービス業を営む店舗（1000平米超）（生活必需サービスを除く。）	
全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周

知について働きかけを行う。

措置区域 (横浜市・川崎市・相模原市)		その他区域							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等 </td> <td rowspan="2">5,000 人</td> </tr> <tr> <td> 歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等 </td> </tr> <tr> <td> 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) </td> <td> 50%以内 (席がない場合は十分 な間隔) </td> </tr> </tbody> </table>		収容率	人数上限	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	5,000 人	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分 な間隔)	
収容率	人数上限								
歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	5,000 人								
歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等									
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分 な間隔)								
営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)	営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで (酒類の提供は11時から20時まで)								
・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ									

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3 (2) アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。

- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

別表1 法第31条の6第1項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	施設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

別表2 法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種類	施設
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途国が通知する施設を除く。）
運動、遊技施設	運動施設又は遊技場
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、博物館、美術館又は図書館
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）

別表1 法第31条の6第1項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	施設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

別表2 法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種類	施設
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途国が通知する施設を除く。）
運動、遊技施設	運動施設又は遊技場
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、博物館、美術館又は図書館
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定
令和2年5月25日改定
令和2年6月18日改定
令和2年7月9日改定
令和2年7月17日改定
令和2年7月29日改定
令和2年8月7日改定
令和2年8月19日改定
令和2年9月15日改定
令和2年11月20日改定
令和3年1月4日改定
令和3年3月5日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定
令和3年4月15日改定
令和3年4月16日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベントの開催制限（別紙）

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングの実施

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。

イ 感染防止等の措置

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点

点措置等を実施する。

エ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・ 医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・ 民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・ スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・ 高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・ 軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。
- 医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示す全国基準である「ステージ（Ⅰ～Ⅳ）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フ

フェーズ」として改めて整理する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症患者用						
ステージ3の指標	最大確保病床の占有率 20%以上	最大確保病床の占有率 20%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上	10%	15 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージ4の指標	最大確保病床の占有率 50%以上	最大確保病床の占有率 50%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上	10%	25 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ0	病床確保フェーズ1	病床確保フェーズ2	病床確保フェーズ3	病床確保フェーズ4
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)			
即応病床数	120 床	927 床	1,204 床	1,475 床	1,790 床
地域医療体制	原則平時医療を継続			一部医療の抑制	
ステージ(国定義)	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ (病床利用率 20%超)	ステージⅣ (病床利用率 50%超)	

3 イベントの開催制限について

時期		収容率	人数上限	
令和2年 5月25日 ～	屋内	50%以内	100人	
	屋外	十分な間隔	200人	
6月19日 ～	屋内	50%以内	1,000人	
	屋外	十分な間隔	1,000人	
7月10日 ～	屋内	50%以内	5,000人	
	屋外	十分な間隔（できれば2m）	5,000人	
9月19日 ～	イベント の 類型	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度(両方の条 件を満たす必要)
		100%以内 (席がない場合は 適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は 十分な間隔)	
令和3年 1月8日 ～	屋内	50%以内	5,000人	
	屋外	十分な間隔（できれば2m）	5,000人	
3月22日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人、又は 収容人数50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きい方
4月20日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人

※ 具体的な条件については、国の事務連絡による。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定
令和2年4月7日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月25日改定
令和2年7月9日改定
令和2年11月20日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定
令和3年4月16日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

当面の間、原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・

時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「県教育委員会における今後の教育活動等について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和4年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元バーコードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

県教育委員会における今後の教育活動等について

(令和3年4月16日現在)

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応していく。

<高等学校、中等教育学校>

ア 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

ア 基本的な対応について

○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

エ 修学旅行等について

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、感染防止対策を徹底しながら、まん延防止等重点措置の実施期間中は次のとおり対応する。
 - ・ 博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
 - ・ 図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。
 - * 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間は 13 時～19 時
 - ・ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

- なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知を発出する。

知事メッセージ

先月21日に緊急事態宣言が解除されて以来、本県では、感染のリバウンドを防止するため、県民や事業者の皆さんに、不要不急の外出自粛や21時までの時短営業などを要請してきました。

皆さんのご理解、ご協力のおかげで、本県の感染状況は、ステージⅡ相当まで大きく改善しましたが、4月に入って新規感染者は再び増加傾向となり、現在は、緊急事態宣言中の2月中旬と同じ水準となっています。また、感染者急増の予兆と言われる若い世代の感染割合が高まっており、さらに変異株の感染も広がっています。

本県の新規感染者は、ここ3日間連続して1日あたり200人を超えています。

振り返ってみて、200人を最初に超えたのは、11月中旬でした。その後、急速に感染拡大を招き、約1か月半後には2度目の緊急事態宣言となりました。

こうした経験から、感染の兆候を的確に捉え、早期の対策を講じることで、感染の急増を回避することが重要と考え、昨日、国に対して、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を要請しました。これを受け、本日、国は本県を、4月20日から5月11日までの22日間、まん延防止等重点措置の区域に指定しました。併せて、県は、横浜市、川崎市、相模原市の3市を、「措置区域」に決定しました。

県民、事業者の皆さんには、さらなる感染拡大を抑え、三たびの緊急事態宣言を回避するために、次の事項の徹底を強く要請します。

【県民の皆さんへ】

- 生活に必要な場合を除き、外出は自粛してください。また、通勤や通学などの場合を除いて、都道府県間の移動は控えてください。
- 感染防止対策取組書等の掲示がない店は利用しないでください。特に、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは避けてください。
- 昼夜を問わず、外食する場合はマスクを着用する「マスク飲食」を実践してください。県は、マスク飲食が新たなマナーとして広がっていくために、様々な取組を進めていきます。
- 路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みはやめてください。県は、関係機関と連携して、繁華街等の巡回を行います。

〔事業者の皆さんへ〕

- 4月21日までの間、県内全ての飲食店等に要請していた21時までの営業時間の短縮要請を次のとおり改めます。
4月20日から5月11日までの間は、
措置区域内の飲食店等は、営業時間は20時まで（酒類の提供は19時まで）
その他区域内の飲食店等は、営業時間は21時まで（酒類の提供は20時まで）
- 飲食店等では、マスク飲食をはじめ、手指消毒、アクリル板の設置、換気など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
県は、これらの対策について、店舗を直接訪問して、確認させていただく取組を行います。さらに、マスク飲食を積極的に実践する店舗を認証し、応援する「マスク飲食実施店」認証制度を創設します。
- 時短要請に応じていただいた店舗には、協力金を支給します。支給にあたっては、引き続き、感染防止対策取組書等の掲示とマスク飲食の推奨を条件とします。なお、4月20日からは、措置区域、その他区域とも、新たに店舗の事業規模に応じた協力金を支給します。
- いわゆる昼カラでのクラスターが全国で多く発生しています。飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を自粛してください。
- イベントは、人数上限を5,000人としてください。営業時間は、措置区域では20時まで、それ以外の区域では21時までとするようお願いします。
- 職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、引き続き、テレワークやローテーション勤務をお願いします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の働きかけをお願いします。

県は、いわゆる第3波の検証を踏まえて、神奈川モデル認定医療機関と個別に協定を締結し、最大確保病床数を1,555床から1,790床に拡大するとともに、5段階のフェーズに応じた病床数を再設定するなど、医療提供体制をさらに強化しています。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動が活発化する時期になりますが、感染拡大の兆候がある今の段階で、私たち一人ひとりが基本的な感染防止対策にしっかりと取り組めば、1月のような感染の急拡大を抑え込むことができます。県民総ぐるみで、この難局を乗りきれよう、ご協力をお願いします。

令和3年4月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治